

構成機関による主な取組内容について

「瀬田川および大津・信楽圏域の取組方針」に基づく令和4年度の取組内容

○:完了 —:未実施
 検討中:計画、実施予定 実施中:実施中

取組番号	主な取組項目	目標時期	大津市	甲賀市	彦根地方 気象台	滋賀県	近畿地整
1) 円滑かつ迅速な避難のための取組							
① 情報伝達、避難計画等に関する事項							
1	出水期前に協議会においてホットラインの連絡体制を確認	引き続き実施	○	○	実施中	実施中	○
2	出水期前に協議会において土砂災害に関するホットラインの連絡体制を確認	引き続き実施	○	○		実施中	
3	毎年、出水期前に協議会において、市等関係機関と水害対応タイムラインを確認	引き続き実施	○	○	実施中	実施中	○
4	土砂災害警戒情報発表の判断基準(CL)の見直しを継続的に行う	引き続き実施			実施中	実施中	
5	「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用	引き続き実施	実施中	検討中	—	実施中	—
6	避難のための時間を十分に確保した避難指示を発令するためのタイムラインの検証と改善(活用訓練等の実施)	引き続き実施	実施中	実施中			
7	地先の安全度マップによる浸水想定および河川水位の情報を提供することで、水害の危険性を周知	引き続き実施				実施中	
8	土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施	引き続き実施				実施中	
9	土砂災害警戒区域の更新・周知	引き続き実施				実施中	
10	毎年協議会の場において、水害および土砂災害の危険性周知について情報共有	引き続き実施	—	○	—	実施中	実施中
11	防災情報を、わかりやすく伝えるポータルサイト(SISPAD)の運営・更新	引き続き実施				実施中	
12	避難情報を対象者へ確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等	引き続き実施	実施中	実施中			
13	住民の避難行動を促すためプッシュ型の洪水予報等の情報発信	引き続き実施					○
14	避難情報を各世帯へ確実に届けるため、音声放送端末機を設置	引き続き実施		実施中			
15	河川水位情報や土砂災害警戒情報等について、防災メール(プッシュ型)の利用を促進	引き続き実施				検討中	
16	要配慮者利用施設の避難計画作成、更新および避難訓練等の実施状況の確認	引き続き実施	実施中	実施中		実施中	実施中
17	避難誘導マニュアルの作成	引き続き実施	実施中	実施中		実施中	

「瀬田川および大津・信楽圏域の取組方針」に基づく令和4年度の取組内容

○:完了 —:未実施
 検討中:計画、実施予定 実施中:実施中

取組番号	主な取組項目	目標時期	大津市	甲賀市	彦根地方 気象台	滋賀県	近畿地整
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項							
18	琵琶湖、瀬田川上流の想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図の公表	引き続き実施				実施中	○
19	大戸川の想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図の公表	引き続き実施				実施中	
20	中小河川の想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図について作成し公表	R7年度				実施中	
21	想定最大規模の外力を対象とした氾濫シミュレーションの周知(琵琶湖、瀬田川上流、大戸川)	引き続き実施				実施中	実施中
22	水のめぐみ館「アクア琵琶」、ウォーターステーション琵琶を拠点とした防災意識向上に資する住民連携イベント等の啓発活動の実施	引き続き実施					実施中
23	大学ボート部等の瀬田川水面利用者との連携や湖岸の観光集客施設を活用した防災意識向上の啓発活動の実施	順次実施	—	—	—	—	—
24	地先の安全度マップの更新・公表	R6年度				実施中	
25	想定最大規模の洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップの更新、土砂災害警戒区域等の指定等に合わせて水害・土砂災害ハザードマップを更新および周知	引き続き実施	実施中	実施中			
26	地先の安全度マップによる浸水リスクの公表ならびに、流域治水条例による想定浸水深の設定	引き続き実施				実施中	
27	水害・土砂災害履歴調査結果の公表	引き続き実施				実施中	
28	作成された防災教育に関する指導計画を協議会の関連市における全ての学校に共有	引き続き実施	実施中	実施中		実施中	○
29	県内の小中学校を対象とした土砂災害防止に関する絵画作文コンクールの実施	引き続き実施				実施中	
30	市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成及び支援結果について協議会等の場で共有	引き続き実施					実施中
31	防災に関する出前講座の取組を実施	引き続き実施	実施中	実施中	実施中	実施中	実施中
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組							
32	危機管理型水位計配置計画に基づいて順次整備	引き続き実施				実施中	○
33	河川監視用カメラの情報共有(配置計画の検討・見直し)	引き続き実施	実施中	○		実施中	○
34	水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施及び洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進	引き続き実施					○
35	中小河川における簡易な方法(簡易水位計・量水標等)も活用した河川水位等の情報提供	引き続き実施				実施中	

「瀬田川および大津・信楽圏域の取組方針」に基づく令和4年度の取組内容

○:完了 —:未実施
 検討中:計画、実施予定 実施中:実施中

取組番号	主な取組項目	目標時期						
			大津市	甲賀市	彦根地方 気象台	滋賀県	近畿地整	
2)的確な水防、土砂災害防止活動のための取組								
①水防体制の強化に関する事項								
36	重要水防箇所等について、点検計画を作成し、河川管理者と関係市による共同点検	引き続き実施	実施中	実施中			実施中	
37	水防資機材について、河川管理者、水防活動に関わる関係者が共同して点検を実施	引き続き実施	実施中	実施中			実施中	実施中
38	協議会の場において、水防(消防)団員、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報について検討の上実施	引き続き実施	—	実施中			実施中	
39	自主防災組織の活用・強化(組織の育成や立上げサポート等)	引き続き実施	実施中	実施中				
40	水防技術に関する勉強会の実施	引き続き実施	実施中	実施中				
41	毎年、水防研修・水防訓練を実施	引き続き実施	実施中	実施中			実施中	
42	毎年、土砂災害を対象とした各市主催の訓練および県・市間の情報伝達訓練を実施	引き続き実施	実施中	実施中			実施中	
43	県と関係市町が合同で土砂災害危険箇所パトロールを実施	引き続き実施	—	—			実施中	
44	協議会の場を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効果的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容について検討	引き続き実施	—	—	—		実施中	実施中
②市庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項								
45	浸水想定区域内の施設管理者への情報伝達体制・方法検討	引き続き実施	実施中	実施中				
45	水害・土砂災害リスク図の更新に合わせて市庁舎や災害拠点病院のリスクを確認し協議会の場を活用し、情報共有	引き続き実施					実施中	実施中
47	市庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報と対策の実施状況の共有	引き続き実施	—	—				
3)氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組								
48	河川情報等の迅速な状況把握と関係機関への情報提供と共有	引き続き実施					実施中	実施中
49	緊急時に迅速かつ的確な対応を行うため大規模災害を想定した排水ポンプ車の最適配置計画の作成	引き続き実施					実施中	○
50	浸水被害軽減地区を指定する際に参考となる土地に係る情報提供	引き続き実施						
51	水防管理者による浸水被害軽減地区の指定及び複数市に影響がある地区の課題共有と、連携した指定	引き続き実施						

「瀬田川および大津・信楽圏域の取組方針」に基づく令和4年度の取組内容

○:完了 —:未実施
 検討中:計画、実施予定 実施中:実施中

取組番号	主な取組項目	目標時期						
			大津市	甲賀市	彦根地方 気象台	滋賀県	近畿地整	
4) 河川管理施設、土砂災害防止施設の整備等に関する事項								
52	瀬田川洗堰下流の改修を実施 ○河道掘削	引き続き実施						実施中
53	「滋賀県河川整備5ヶ年計画(平成31年3月)」に基づく県管理河川の改修を実施 ○護岸、河道掘削 ○築堤、護岸、河道掘削 ○河川計画検討	引き続き実施					実施中	
54	「大津土木事務所管内維持管理計画」、「甲賀土木事務所管内維持管理計画」に基づく維持管理を実施	引き続き実施					実施中	
55	土砂災害防止施設の整備 ○砂防事業 ○急傾斜事業 ○市急傾斜事業	引き続き実施	実施中	実施中			実施中	
56	「滋賀県河川整備5ヶ年計画(平成31年3月)」に基づく堤防強化対策を実施	引き続き実施					実施中	
57	河川管理者が設置している樋門について、無動力化や新たな操作委託先について検討	引き続き実施						○
5) 減災・防災に関する取組および支援								
58	瀬田川地域安全協議会の運営により市の取組を支援	引き続き実施					実施中	
59	水害に強い安全安心なまちづくり推進事業等により安全な住まい方を支援	引き続き実施					実施中	
60	特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり(とどめる対策)の取組を実施	引き続き実施	実施中	実施中			実施中	
61	土地利用規制の取組を実施(1/10、50cm市街化編入しないなど)	引き続き実施					実施中	
62	特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり(そなえる対策)の取組を実施	引き続き実施	実施中	実施中			実施中	
63	地域におけるタイムライン等の作成を支援	引き続き実施	—	実施中			実施中	
64	各戸での雨水貯留対策に対し支援	引き続き実施	実施中	—				

流域タイムライン作成・共有

- 平成29年までに水害対応タイムライン（避難勧告等着目型タイムライン）沿川市と共有してきましたが、避難情報に着目したタイムラインを流域タイムラインへの見直しに伴い、新たに流域タイムラインを作成しました。
- 流域単位の市区町村を対象として河川事務所等の防災行動を確認するためのタイムラインを市町村等の関係機関と連携して運用するものです。
- 避難指示の発令までにとるべき行動を、あらかじめ市町村と河川事務所が協力して整理・共有することを通じて、避難指示の発令のタイミングや手順の理解を促進します。

瀬田川流域水防災タイムライン(令和5年度版)【ステージ0～1】

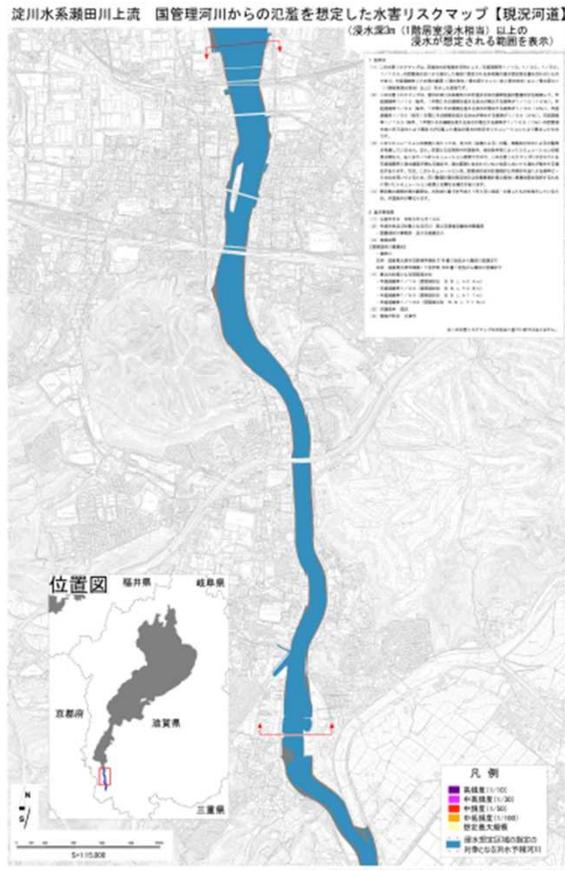
令和5年6月予定

ステージ - (平時)					ハザード毎の意志決定機関 洪水・内水：洪水予報等(大津市、彦根地方气象台、琵琶湖河川事務所)						
No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害	行動項目 (第3階層)	役割分担						
					国 彦根地方气象台	琵琶湖河川事務所	流域政策局	滋賀県 防災危機管理局	大津土木事務所	自治体 大津市	
1	指揮	体制の確立	共通	部内連絡体制の再確認	◎						
2	現場対応	危険箇所・被災箇所対応	共通	危険箇所等の点検		◎	◎				◎
3			洪水	重要水防箇所等の点検		◎	◎				◎
4			共通	被災箇所の想定		◎	◎				◎
5		資機材の確保	共通	気象測器・機器の確認	◎	◎					
6			共通	発動発電機の確認	◎	◎					
7			洪水	水防・土のう等資機材の確認		◎					◎
ステージ0(立ち上げ)【72時間前～〇〇時間前】：タイムラインの立ち上げ					トリガー：瀬田川流域が台風の3日予想円に入る						
8	情報	防災情報	共通	台風説明会の開催	◎						
9			共通	危機感共有Web会議の開催		◎					
10			共通	気象予報の発表・伝達【継続】	発		受	受	受		
11			共通	気象情報の発表・伝達【継続】	発		受	受	受		
12			洪水	河川情報、洗堰放流量の伝達【継続】		◎	受			受	
13	指揮	体制の確立	共通	職員の見参(県)(市)			◎	◎		◎	
14	住民対応	避難の呼びかけ	共通	台風接近に伴う注意喚起				◎		◎	
15	現場対応	施設の保全	共通	人員の確保		◎	◎			◎	
16			共通	緊急時連絡体制の再確認		◎	◎			◎	
17			洪水	被災箇所の状況把握			◎			◎	
18			共通	観測機器障害の対応		◎	◎				
19			共通	現有システムの動作確認		◎	◎				
20		共通	気象測器・機器の確認		◎	◎					
21		資機材の確保	共通	緊急に備えた資機材の確認		◎	◎			◎	
22			洪水	専門操作員の準備		◎				◎	
23			洪水	土のうの準備		◎	◎				
24			洪水	水防資機材の確認		◎	◎				

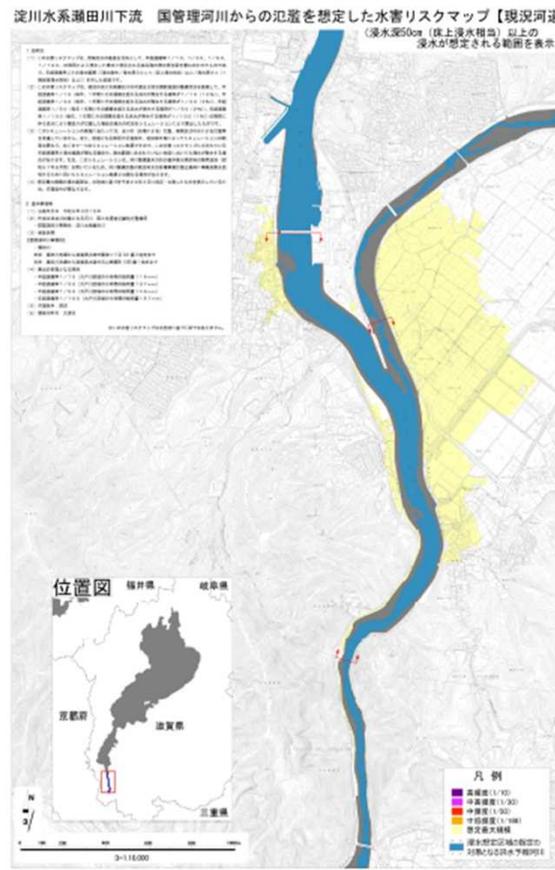
凡例 ◎:行動の主体 ○:行動の支援 発:情報の発信者 受:情報の受け手

多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成

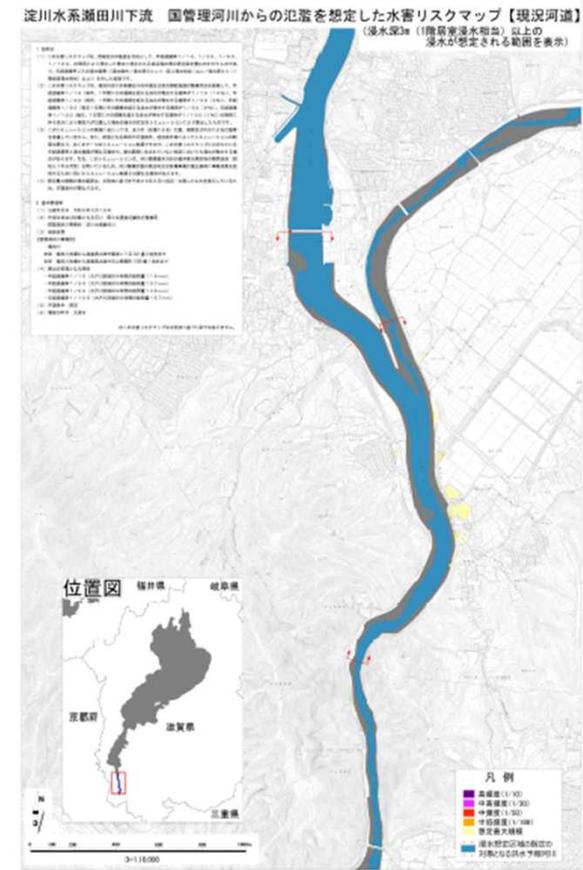
■ 想定最大規模の浸水想定図から、外水氾濫のみを示した水害リスクマップを作成しました。左から、浸水が想定される範囲を表示した図、浸水深が50cm以上の図、浸水深が3m以上の図となっています。



浸水が想定される範囲を表示



浸水深50cm以上の浸水が想定される範囲を表示



浸水深3m以上の浸水が想定される範囲を表示

今後、国が管理する河川区間の浸水想定区域を対象とした内外水一体の水害リスクマップの整備を進めていきます。

＜取組番号22＞ 琵琶湖河川事務所

水のめぐみ館「アキラ琵琶」、ウォーターステーション琵琶を拠点とした防災意識向上に資する住民連携イベント等の啓発活動を実施



「第15回水辺の匠」を開催いたしました

～琵琶湖河川事務所と住民団体との共同イベント～



【M116】 琵琶湖河川事務所

琵琶湖河川事務所では、ウォーターステーション琵琶の会・住民団体と併に「水辺の匠」イベントを開催しました。当初は、ウォーターステーション琵琶の会のみでの開催でしたが、アキラ琵琶の河川広報誌の一環として共同で開催としています。参加人数517名と多くの皆様に参加いただきました。

アキラ琵琶では、「瀬田川洗滌見学ツアー」、「マイ・タイムラインを作ってみよう」や「天海肥後様公園とクイズ」等、いろいろなイベント企画をおして、洗滌の役割や防災意識の向上など、少しでも認知いただけるよう、地域住民へのPRを実施しました。

又、ウォーターステーション琵琶では、琵琶の会・住民団体により工作教室やよし音楽興会等がおこなわれました。

○日 時：令和4年11月6日(日)9:30～15:30

○会 場：アキラ琵琶・ウォーターステーション琵琶

○参加者数：517名

○主 催：ウォーターステーション琵琶の会、琵琶湖河川事務所



ウォーターステーション琵琶集合写真



先着案内所員挨拶



「ウォーターステーション琵琶の会」第15回開催挨拶

～瀬田川洗滌見学ツアー～





～アキラ琵琶・ウォーターステーション・クイズラリー～





マイタイムラインを作ってみよう



天海肥後様公園のクイズ



マイタイムラインを作ってみよう



天海肥後様公園のクイズ



河川/水ロープ車乗車



【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 調査課・工務課

〒520-2279 大津市風津4-5-1 TEL 077-546-0844



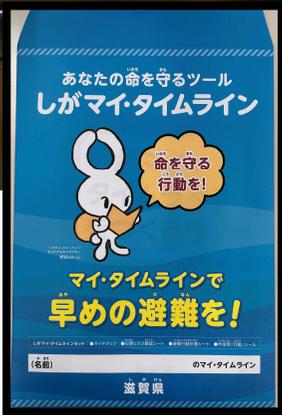
マイ・タイムライン作成体験、マイ・タイムライン普及資料

琵琶湖河川事務所

- 地域の方々との交流イベントの中で、しがマイ・タイムライン(滋賀県版マイ・タイムライン)の作成体験コーナーを滋賀県と連携して実施しました。
- 今後とも、地域住民や子供向けのマイ・タイムラインの普及・啓発活動を実施します。



R4.11 水辺の匠 しがマイ・タイムライン作成体験コーナー



R3 琵琶湖河川事務所作成
「洪水にそなえよう! マイ・タイムラインってなに?」

重要水防箇所の情報共有と関係市による共同点検(国管理区間)

大津市、琵琶湖河川事務所

瀬田川・野洲川重要水防箇所の共同点検を実施 R4.6.28

水防災害防止会 再建プロジェクト ～水防関係者と水害への備えやリスクについての情報を共有～ 琵琶湖河川事務所

琵琶湖河川事務所では、今年も沿川自治体の水防関係者と共に重要水防箇所の共同点検を視地で実施しました。

瀬田川洗堰の役割や操作、過去の水害被害について説明を行いました。また、災害対策車両（ポンプ車・照明車）、水防備蓄倉庫（アクア琵琶・瀬田川出張所）、北流側帯・南流側帯に保管する備蓄資材や土砂等、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの運用状況について確認しました。

氾濫開始相当水位について、内容の確認を行いました。



瀬田川位置図



野洲川位置図

概要

- 日 時：瀬田川・野洲川【令和4年6月28日（火）10:30～15:30】
- 場 所：琵琶湖河川事務所（洗堰操作室）、水防倉庫（アクア琵琶・瀬田川出張所）、重要水防箇所他(位置図参照)
- 参加者：大津市職員2名、大津市消防局職員2名、守山市職員2名、野洲市職員3名、栗東市職員2名、湖南市職員1名、琵琶湖河川事務所職員4名

視地での共同点検状況



琵琶湖河川事務所
瀬田川洗堰操作室

瀬田川洗堰の役割や操作、過去の琵琶湖の水害被害について説明



琵琶湖河川事務所

災害対策車両（ポンプ車・照明車）について説明



大津市南郷地先

重要水防箇所
【期間】要注意箇所について説明



野洲市市二毛地先

北流側帯における水防活動備蓄資材について説明



守山市川田町地先

危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置位置や運用状況を確認



湖南市石部北地先

重要水防箇所
【治水】B判定について説明

大規模水害が起こりうること、また、琵琶湖水位の影響を受け浸水が長期に及ぶことを念頭に、「自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取り組みを実施し、水害に強い地域を目指します。

【問合せ先】 国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所 調査課
〒520-2279 大津市黒津4-5-1 ☎077-546-0844（代表）

瀬田川洗堰下流改修

「第2回 瀬田川整備検討委員会」を開催

R4.10.26

～ 鹿跳溪谷における河川整備について意見を聴取～

琵琶湖河川事務所

優れた景観を形成している鹿跳溪谷について、景観、自然環境の保全や親水性の確保などに配慮した河川整備を実施するため、有識者で構成する瀬田川整備検討委員会を設置し、検討を進めています。

今回の委員会では、鹿跳溪谷の現状を踏まえた河川整備の基本的な考え方について説明を行い、琵琶湖計画高水位（BSL+14m）の時に1,500m³/sの流下能力を確保する河床掘削範囲や現況河道の地形を活かした掘削形状について確認しました。また、景観、自然環境の保全及び親水性の確保に向けた配慮事項の考え方について説明し、意見や留意点を聴取しました。

今後、お伺いした意見や助言を踏まえ、検討を進めて参ります。

- 日 時：令和4年10月26日(水)10:30～12:00
- 場 所：滋賀県危機管理センター(1階)大会議室(対面web会議併用)
- 参加者：委員8名(学識経験者5名、行政3名)、参加機関(滋賀県、大津市)、事務局(琵琶湖河川事務所)
- 委員会資料：琵琶湖河川事務所ホームページ掲載(下記アドレス)
https://www.kkr.mlit.go.jp/biwako/rivers/setagawa_maintenance_review/index.html



委員からの助言・意見

- ・ 土砂動態について、鞍馬的な通過土砂量の把握、今後の大戸川からの土砂供給の予測が重要である。
- ・ 河川の風景は、連続性が重要であり掘削後の水位と河原の位置関係、面的関係、瀬と淵などの変化を確認したい。
- ・ 米かし岩(窟穴)について、できるだけ残せるよう前向きに工夫して検討願いたい。
- ・ 注目種の選定(案)は、恒常的に確認される重要種、貴重種を選定するのが重要である。鹿跳溪谷で特徴的なハベカワニナを加えた方がよい。
- ・ 鹿跳溪谷の現状を共有する必要があり、カヌーやラフティングの利用状況を確認する場が必要である。
- ・ 掘削範囲での流れの落ち込みや白波、渦、逆流の発生など複雑で多様な流れが連続する区間は、保全・復元に配慮して頂きたい。



【問合せ先】 国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所 調査課
〒520-2279 大津市黒津4-5-1 ☎077-546-0844 (代表)

出水期前に協議会においてホットラインの連絡体制を確認

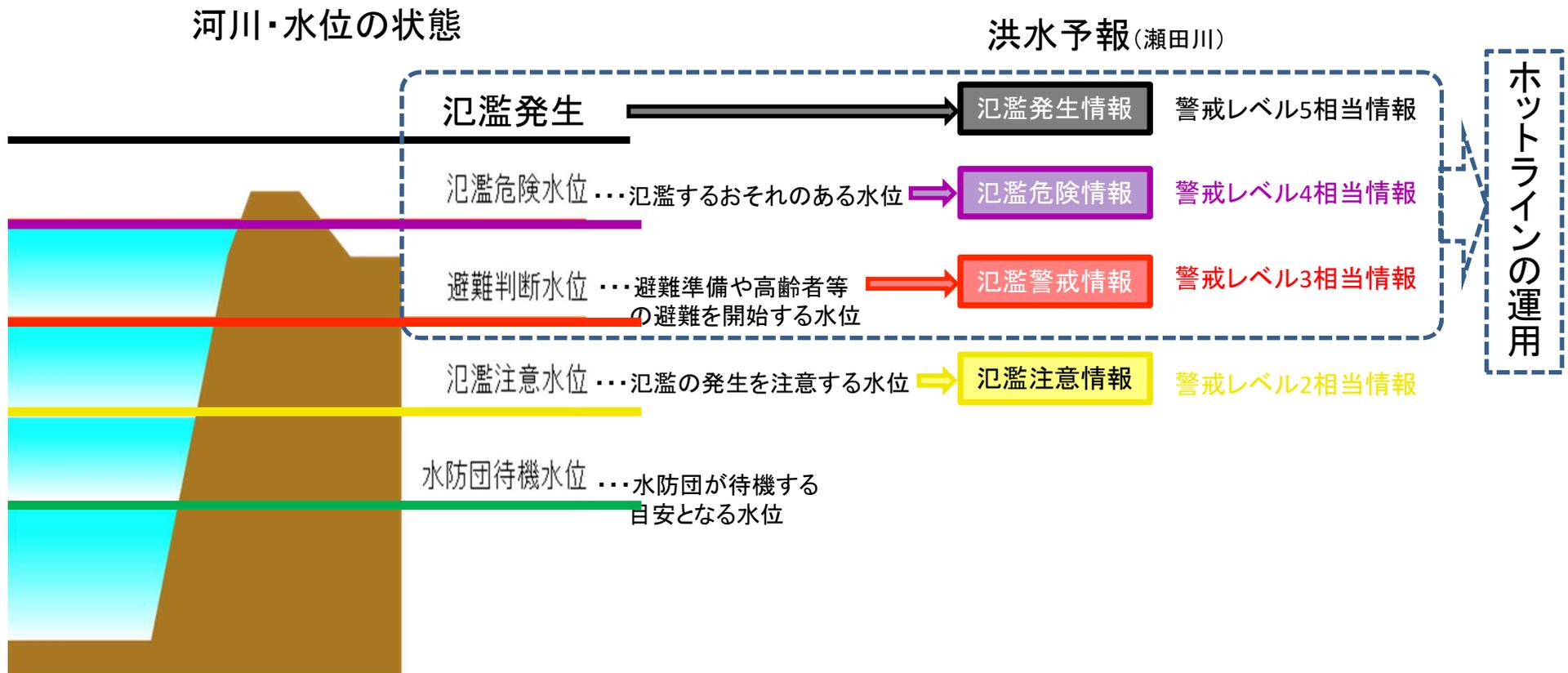
令和5年度ホットライン説明資料

瀬田川および大津・信楽圏域版

洪水予報河川・水位周知河川について

洪水予報河川 : 瀬田川(関ノ津観測所・鳥居川観測所) ... 国交省⇔大津市

水位周知河川 : 大戸川(綾井橋観測所・大戸川旭橋観測所) ... 滋賀県⇔大津市・甲賀市



水位観測局位置図



ホットラインの具体的な運用(案)

河川管理者(国交省・滋賀県)		大津市・甲賀市	
水位・情報	双方向のホットライン		発令等
氾濫危険水位 (レベル4水位)	危険度・現象の予測 琵琶湖河川事務所長 土木事務所長 ↔ 市長 (危機管理監)		避難指示
避難判断水位 (レベル3水位)	琵琶湖河川事務所長 土木事務所 ↔ 防災担当課長 河川砂防課長		高齢者等避難
氾濫注意水位 (レベル2水位)	水位情報・現象の予測		消防団が出動
水防団待機水位 (レベル1水位)			消防団が待機

ホットラインの主な内容

- ◆ 現状到達水位、予想到達水位情報
- ◆ その時点で判明している河川の損壊箇所や浸水発生等の情報

水位の名称	発表される避難情報・警戒レベル(目安)	瀬田川		大戸川	
		関ノ津	鳥居川	綾井橋	大戸川旭橋
氾濫危険水位 (レベル4水位)	避難指示 警戒レベル4	2.80	1.40	1.90	3.20
避難判断水位 (レベル3水位)	高齢者等避難開始 警戒レベル3	2.60	1.30	1.60	2.70
氾濫注意水位 (レベル2水位)	消防団が出動	2.00	0.80	1.30	2.30
水防団待機水位 (レベル1水位)	消防団が待機	1.00	0.70	0.90	1.80
各水位から氾濫するまでの想定時間				避難判断水位から	
				90分	180分

土砂災害に関するホットライン

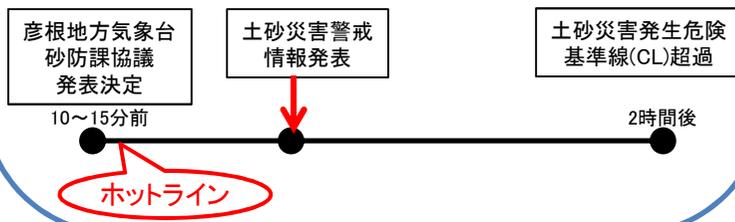
県		市	
情報	双方向のホットライン		発令等
土砂災害警戒情報の発表 〔警戒レベル4相当情報〕	砂防課長 (砂防職員)	防災部局 (※1)	避難指示

※1 各市から報告のあった連絡先

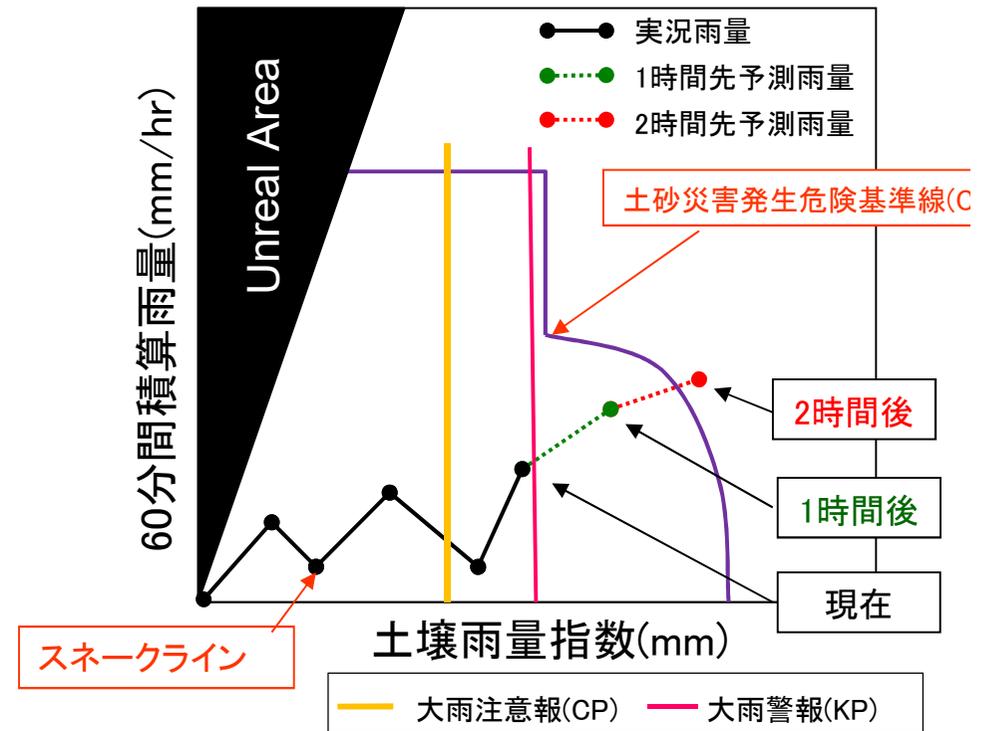
ホットラインの主な内容

- ◆彦根地方气象台と砂防課が協議し、土砂災害警戒情報の発表が決定した時(正式発表の約10分前)
- ◆発表が決定した時点で、砂防課から該当する市のホットライン連絡先に、土砂災害警戒情報の発表について事前に電話連絡する。

※2時間後の予測雨量が土砂災害発生危険基準線(CL)を超過する場合、**土砂災害警戒情報を発表**



○ 土砂災害降雨判定図



ホットライン・緊急速報メールの配信のタイミング

● 緊急速報メールの配信

河川名	基準観測所 (位置)	配信対象市町村
瀬田川	関ノ津 (大津市)	大津市
	鳥居川 (大津市)	
野洲川	野洲 (野洲市)	近江八幡市、草津市、 守山市、栗東市、 野洲市、湖南市

緊急速報メール配信
④ 氾濫のおそれ
⑤ 氾濫発生



(件名)
氾濫のおそれ

(本文)
警戒レベル4相当

瀬田川で氾濫のおそれ

関ノ津(大津市)付近で河川の水位が上昇、氾濫が発生する危険があります

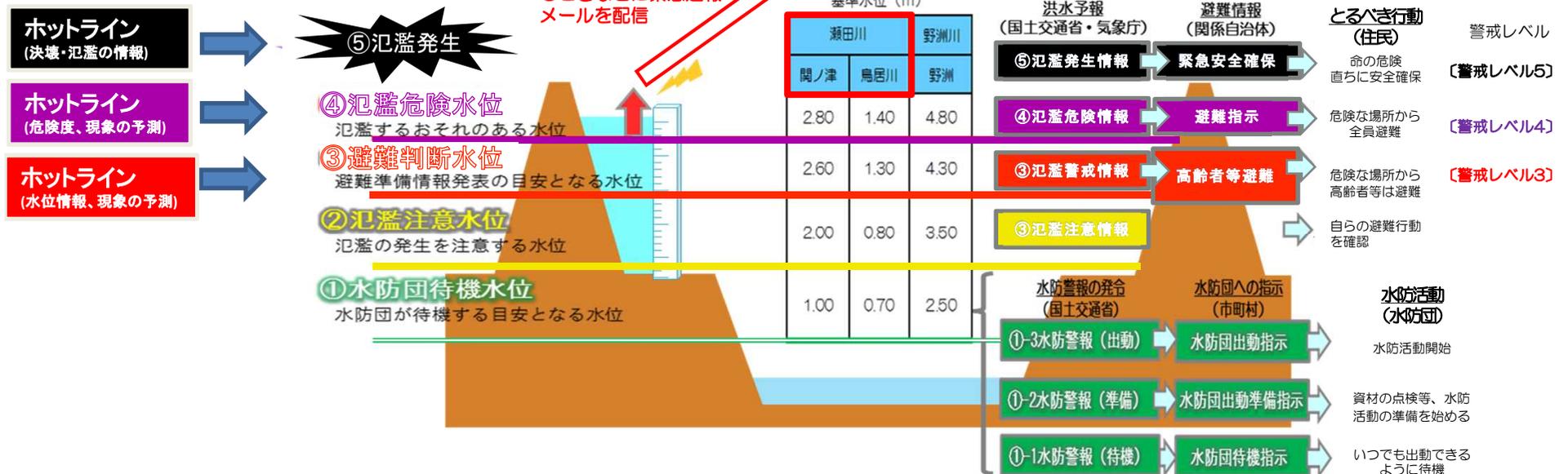
自治体からの情報を確認し、安全確保を図るなど速やかに適切な防災行動をとってください。今後、氾濫が発生すると、避難が困難になります

(国土交通省)

プッシュ型配信
配信内容【見本】

● 河川水位と洪水予報など

河川氾濫のおそれがあるときなどに緊急速報メールを配信



※ 水防警報は、瀬田川では関ノ津、野洲川では野洲観測所の水位を発令の基準にしています。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組 ～緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信～

○国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を実施。
 ○瀬田川・野洲川では、平成29年5月1日から氾濫危険情報(レベル4)及び氾濫発生情報(レベル5)の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するための情報を配信。



洪水情報のプッシュ型配信イメージ

○洪水の緊急速報メール文章改善(令和2年出水期から運用開始予定)

- ・文章を短く(直接的な情報を有さない部分は削除)
- ・「氾濫危険水位」など専門用語は使用しない
- ・自治体からのメールとの違いを明確に

レベル4	レベル5破堤	レベル5越水
<p>(件名) 氾濫のおそれ</p> <p>(本文) 警戒レベル4相当</p> <p>瀬田川で氾濫のおそれ</p> <p>関ノ津(大津市)付近で河川の水位が上昇、氾濫が発生する危険があります</p> <p>自治体からの情報を確認し、安全確保を図るなど速やかに適切な防災行動をとってください。今後、氾濫が発生すると、避難が困難になります</p> <p>(国土交通省)</p>	<p>(件名) 氾濫発生</p> <p>(本文) 警戒レベル5相当</p> <p>瀬田川で氾濫が発生</p> <p>●●市●●地先(●●側)で堤防が壊れ、河川の水が住宅地などに押し寄せています</p> <p>命を守るための適切な防災行動をとってください</p> <p>(国土交通省)</p>	<p>(件名) 氾濫発生</p> <p>(本文) 警戒レベル5相当</p> <p>瀬田川で氾濫が発生</p> <p>●●市●●地先(●●側)付近で河川の水が堤防を越えて住宅地などに押し寄せています</p> <p>命を守るための適切な防災行動をとってください</p> <p>(国土交通省)</p>

No.	取組項目	目標時期	取組機関
8	土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施	引き続き実施	滋賀県

取組の経過

平成15年度に公表した土砂災害危険箇所に対する土砂災害警戒区域等の指定は、令和2年度に完了した。(一巡目指定完了)
 令和2年8月には土砂災害防止対策基本指針が改訂され、高精度な地形情報を用いて土砂災害のある箇所を抽出することとされており、二巡目基礎調査としておおむね5か年で実施する計画である。
 高精度な地形情報を把握するための航空レーザー測量を、大津土木管内では令和2年度に、令甲賀土木管内では令和3年度に実施した。また、この地形情報を用いた土砂災害リスク箇所の抽出を、大津土木管内では令和3年度に、甲賀土木管内では令和4年度に実施した。
 令和4年度には、大津土木管内で基礎調査を実施している。

実施状況



高精度な地形情報を用いた抽出により、土砂災害リスク箇所は既指定区域数に対して約2割増加する見込み

No.	取組項目	目標時期	取組機関
16	要配慮者利用施設の避難計画作成、更新および避難訓練等の実施状況の確認	引き続き実施	滋賀県

取組の経過

- ・R4.6.22 災害救助市町担当者会議における情報提供
- ・R4.7.14 県庁内関係部局の連絡調整会議
(作成状況等の共有、各市町や施設への支援について検討)
- ・R4.7.29 「避難確保計画作成の手引き」の改正

実施状況

・災害救助市町担当者会議における情報提供

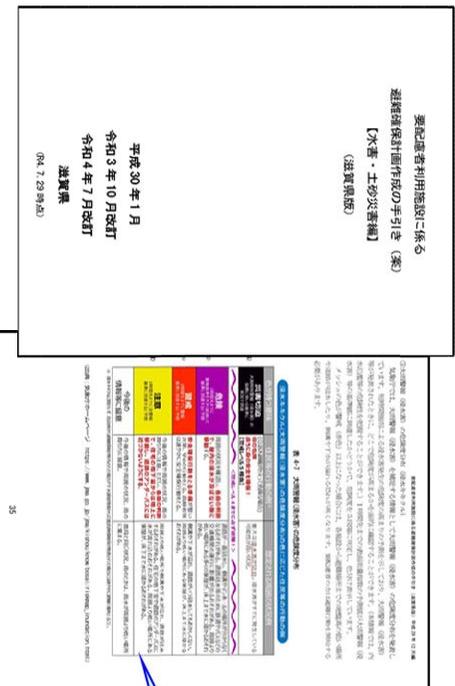
日時：令和4年6月22日(水)
開催方法：WEB会議形式
参加者：各市町防災・福祉部局担当者

内容：
1. 災害救助法の概要
2. 備蓄物資・災害時応援協定について
3. 個別避難計画作成(モデル事業)について
4. **避難確保計画の作成について**



国の動向や避難確保計画の作成状況、実施している取組などについて、防災・福祉部局の担当者が参加する会議にて共有

- ・「避難確保計画作成の手引き」の改正
国が公表する手引きの改正等を踏まえ、2022年7月に滋賀県版の手引きを改正



国土交通省が公表する手引きの改正や気象庁が運用するスキームの変更を踏まえた改正を実施

No.	取組項目	目標時期	取組機関
31/63	防災に関する出前講座の取組を実施 ／地域におけるタイムムライオン等の作成を支援	引き続き実施	滋賀県
取組の経過			

■令和3年12月 しがライオンタイムライン作成、出前講座の実施

■日本防災士会滋賀県支部に、ライオンタイムラインの普及啓発および、しがライオンタイムライン作成講座を委託。学校や地域の自主防災組織、社会福祉協議会などが受講された。

(瀬田川地域安全協議会 対象市においては)
学校関係→5小学校、7講座を開催
(小川小学校、伴谷東小学校、仰木小学校、真野小学校、土山小学校)
マッシュリオンや地域の自主防災組織や福祉関係の団体など→19講座を開催

水害・土砂災害に強い地域づくり協議会(信楽町長野区)の取組の中で、まちあるきやライオンタイムライン作成WGを開催した

実施状況



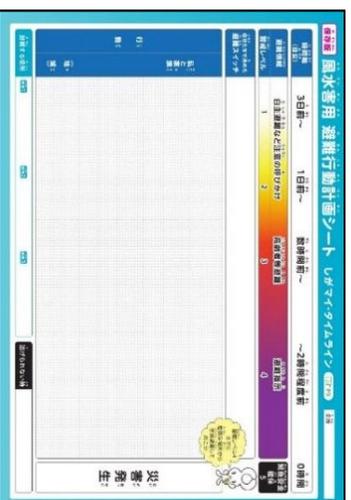
@大津市立小松小学校 (R4. 11. 1)



←@甲賀市立土山小学校
(R4. 12. 14)



@ラクトヒルズ
自治会 →
(R4. 11. 27)

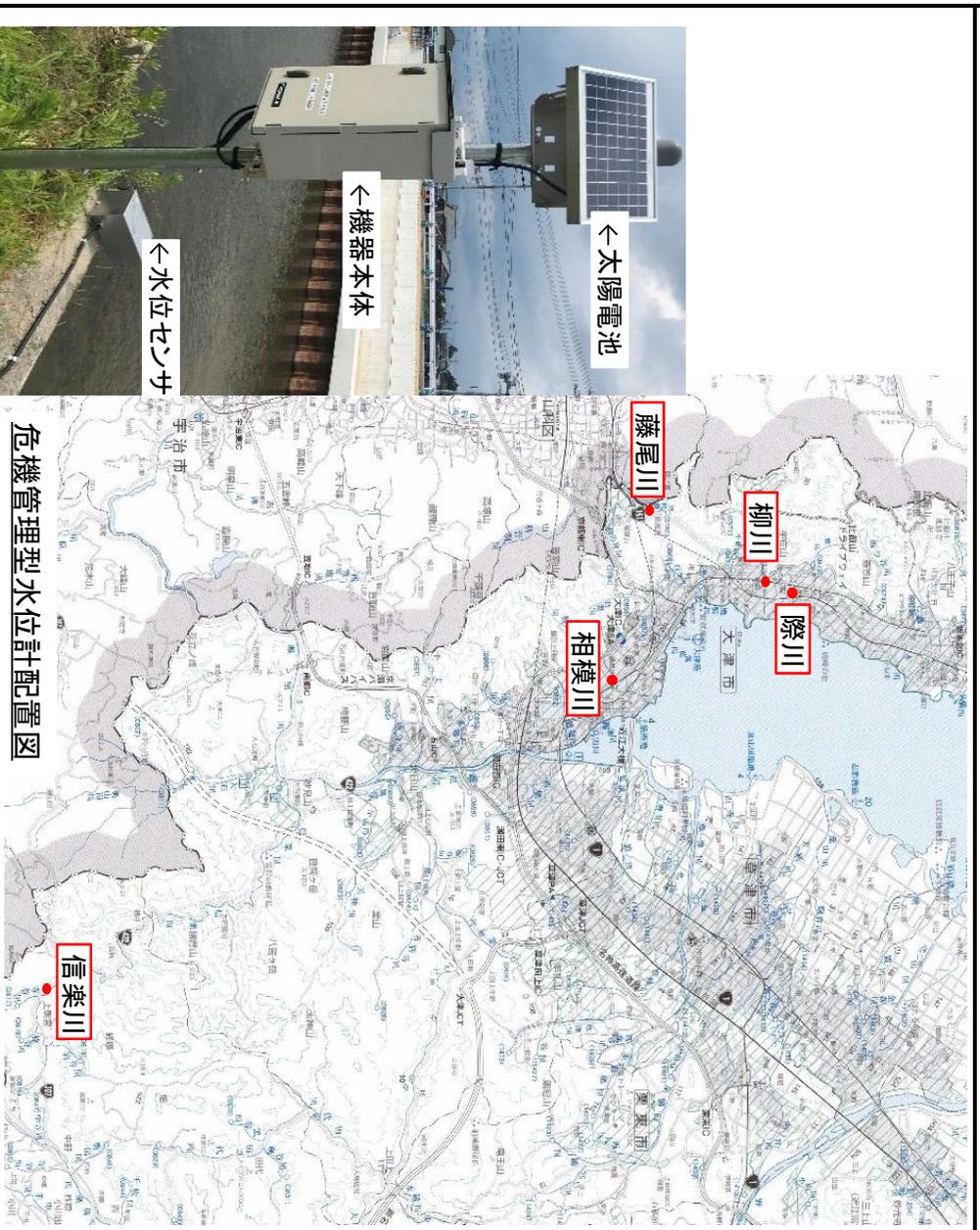


No.	取組項目	目標時期	取組機関
32	危機管理型水位計配置計画に基づいて順次整備	引き続き実施	滋賀県

取組の経過

- 滋賀県危機管理型水位計
 ・令和4年5月に相模川、藤尾川、柳川、際川、信楽川にて計5基の運用を開始

実施状況



No.	取組項目	目標時期	取組機関
33	河川監視用カメラの情報共有(配置計画の検討・見直し)	引き続き実施	滋賀県

取組の経過

滋賀県河川防災カメラ

- ・平成27年4月に大戸川石居橋、真野川新宿橋で運用開始
- ・平成30年4月に大戸川旭橋、大戸川信楽大橋で運用開始
- ・平成31年3月に千丈川、吾妻川で運用開始
- ・令和4年5月に滝川で運用開始

実施状況



滋賀県 河川防災カメラ
HP表示画面

▼カメラまっつぷ ▶カメラ一覧 ▶解説 ▶関連リンク

カメラまっつぷ

滝川UR上流橋(滝川)

2022年03月14日 16時00分

分

滋賀県全域

月例 河川防災カメラ

■ 正常水位
▲ 水防回待機水位
▲ はん蓋注意水位
▲ 避難判断水位
▲ はん蓋危険水位
▲ 計画高水位超
▲ 欠測/未観測



高島市 河川防災カメラへ

高島地域 湖北地域 湖東・東近江地域

大津地域

「滋賀県土木防災情報 河川防災カメラ」 甲賀地域

滝川追加




No.	取組項目	目標時期	取組機関
53	「滋賀県河川整備5ヶ年計画（平成31年3月）」に基づく県管理河川の改修を実施	引き続き実施	滋賀県 （大津土木事務所）

取組の経過

・継続して実施

実施状況

大戸川河川改修状況
大津市石居一丁目（右岸）



No.	取組項目	目標時期	取組機関
54	「甲賀土木事務所管内維持管理計画」に基づく維持管理を実施	引き続き実施	滋賀県 （甲賀土木事務所）
取組の経過			
<p style="text-align: center;">R1年度から大戸川(信楽町黄瀬地先)において堆積土砂の浚渫を継続実施 (R4年度は大戸川本川(信楽町牧地先)で浚渫実施)</p>			
実施状況			
大戸川(信楽町牧地)			
 <p style="text-align: center;">浚渫前</p>		 <p style="text-align: center;">浚渫後</p>	
 <p style="text-align: center;">浚渫前</p>		 <p style="text-align: center;">浚渫後</p>	

No.	取組項目	目標時期	取組機関
55	・土砂災害防止施設の整備 ○砂防事業 ○急傾斜事業 ○市急傾斜事業	引き続き実施	滋賀県

取組の経過

・継続的に実施

実施状況

砂防工事の状況 甲賀市信楽町長野地先 信楽川支流



令和5年6月完成予定

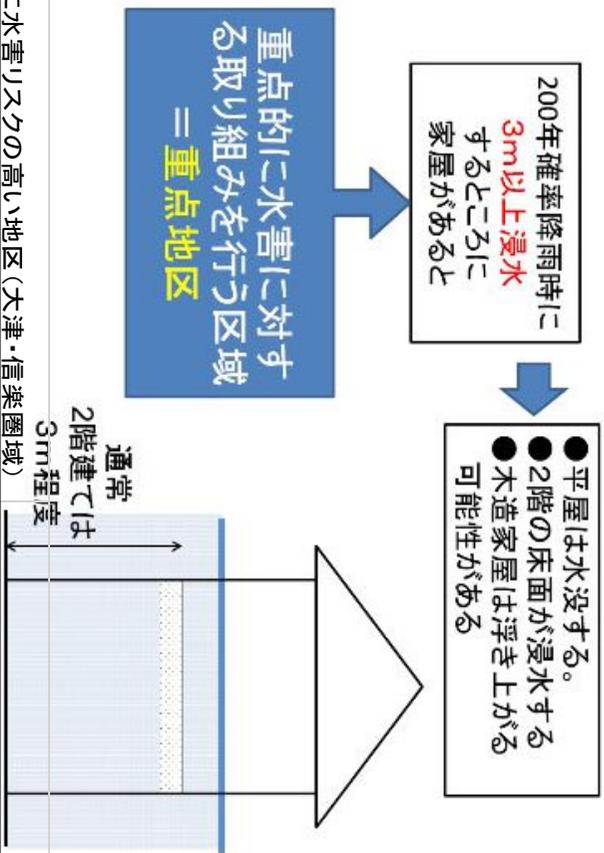
No.	取組項目	目標時期	取組機関
60/62	特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり(とどめる対策)の取組を実施／特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり(そなえる対策)の取組を実施	引き続き実施	滋賀県

取組の経過

200年確率降雨で浸水深3m以上と想定される区域のうち、建築物が区域内にある、または開発の見込まれる地区を重点地区として、滋賀県流域治水条例に基づく浸水警戒区域の指定を含めた取組を進めている。
 ⇒重点地区での取組を進めるとともに、甲賀市信楽町牧、江田および神山地区において浸水警戒区域を指定。詳細は別紙を参照。

実施状況

水害に強い地域づくりの取組地区(重点地区)の考え方



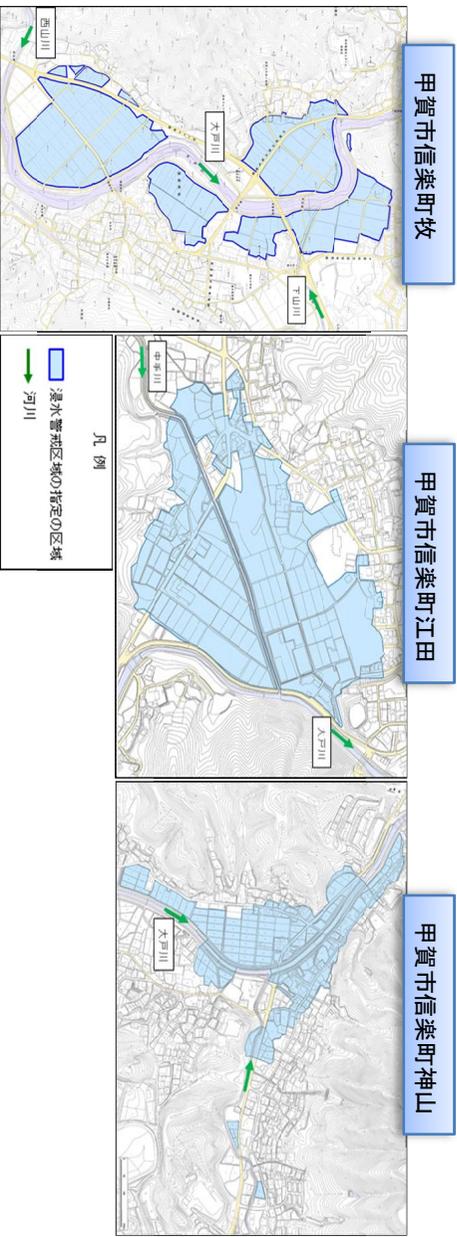
特に水害リスクの高い地区(大津・信楽圏域)

圏域	流域	市	地区	状況(記載年は年度)
大津圏域	信楽川	大津市	大石富川	H28取組開始、R3区域指定
			堂	H29取組開始
			石居	H28取組開始
			枝	H29取組開始
			森	H30取組開始
			黄瀬	H26取組開始、H30一部区域指定
信楽圏域	大戸川	甲賀市	牧	H28取組開始、R4区域指定
			勅旨	H28取組開始、R3区域指定
			長野	H30取組開始
			江田	H28取組開始、R4区域指定
			神山	H28取組開始、R4区域指定

No.	取組項目	目標時期	取組機関
27/ 60/62	水害・土砂災害履歴調査結果の公表 ／特に水害リスクの高い地区では、 水害に強い地域づくり(とどめる対策) の取組を実施／特にリスクの高い地 区では、水害・土砂災害に強い地域 づくり(そなえる対策)の取組を実施	引き続き実施	滋賀県

実施状況

■浸水警戒区域の指定 (甲賀市信楽町牧、江田、神山)



■まちあるき(土砂災害編)

(甲賀市信楽町長野)



■水害履歴調査報告会(関西大学協働)

(甲賀市信楽町江田)



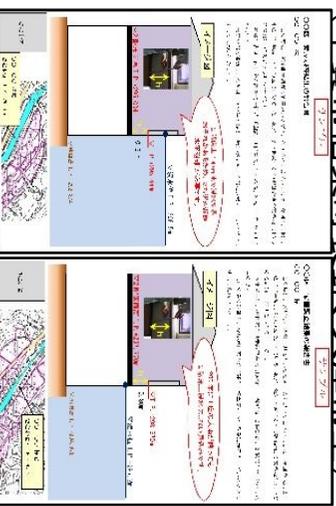
■しが・マイタイムライン作成WG

(甲賀市信楽町長野)



■家屋調査

(甲賀市信楽町長野、大津市堂)

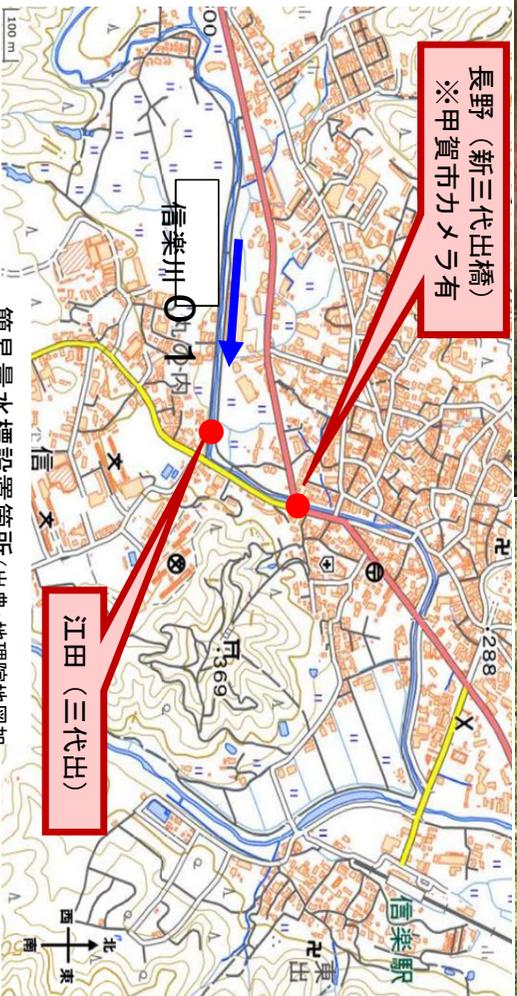


No.	取組項目	目標時期	取組機関
35	中小河川における簡易な方法(簡易水位計・量水標等)も活用した河川水位等の情報提供	引き続き実施	滋賀県

取組の経過

H28年度 甲賀市信楽町黄瀬(簡易量水標)
H29年度 甲賀市信楽町神山(簡易量水標)
H30年度 甲賀市信楽町勅旨(簡易量水標)
R2年度 大津市堂(簡易量水標)
R3年度 甲賀市信楽町牧・江田・朝宮(簡易量水標)、長野(量水標)
R4年度 甲賀市信楽町江田・長野(簡易量水標)

実施状況



簡易量水標設置箇所(出典:地理院地図加)

No.	取組項目	目標時期	取組機関
16	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、更新および避難訓練等の実施状況の確認	引き続き実施	大津市

取組の経過

本市では、近年の高齢者福祉施設での災害を踏まえ、自力での避難が困難な方が入所される施設等の避難確保計画の作成支援として事業所への通知や職員の間問を行っている。

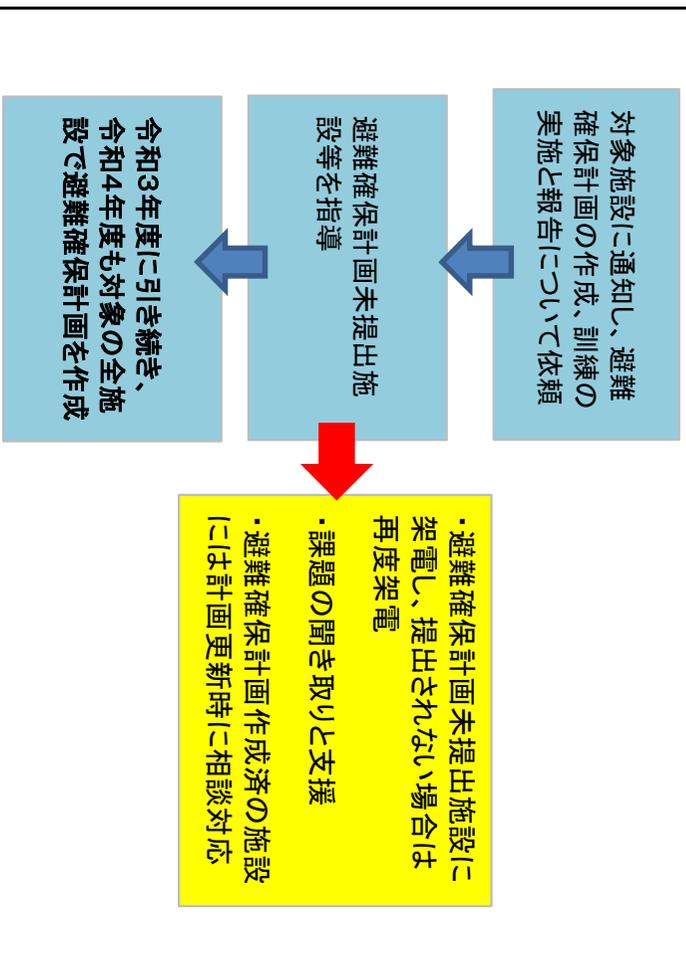
令和4年度は、新たに指定した施設も含め235施設全施設で計画の作成が完了した。訓練は令和5年3月時点において227施設で実施され届出がなされている。

令和3年度の法改正を受けて、避難確保訓練計画に伴う訓練の実施報告が義務化されたため、10月に訓練実施届未提出の対象施設に通知し、訓練の実施と届の提出を呼び掛けた。

実施状況

避難確保計画作成・訓練実施状況(令和5年3月時点)

	届出数	対象数	割合
計画	235	235	100%
訓練	227	235	97%



No.	取組項目	目標時期	取組機関
55	土砂災害防止施設の整備	引き続き実施	大津市

取組の経過

近年頻発する豪雨等に起因して発生した土砂災害により人命、財産が失われる報道に触れ、防災対策への関心がますます高まり、急傾斜地周辺の住民からの対策工事の実施要望が急増している。
本市では、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)」の適用に基づき、市町急傾斜地崩壊対策事業(県費補助)の採択を受けて、適宜、対策工事に取り組んでいる。

実施状況

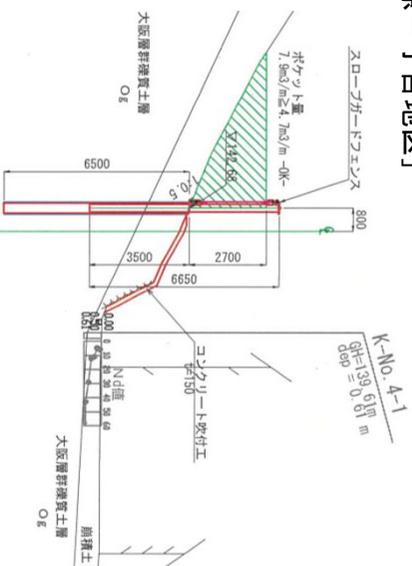
【令和4年度】

- 伊香立上龍華町地区
土質調査業務一式
- 大石小田原一丁目地区
急傾斜地崩壊危険区域指定(県知事指定)に向けた調整

【令和5年度】

- 伊香立上龍華町地区 L=120m
予備設計業務一式
- 大石小田原一丁目地区 L=85m
急傾斜地崩壊危険区域指定(県知事指定)
→スロープガードフェンス工(R5～R7年度)

[大石小田原一丁目地区]



No.	取組項目	目標時期	取組機関
38	協議会の場において、水防(消防)団員、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報について検討の上実施	令和5年度から 実施	甲賀市

取組の経過

【消防団協力事業所表示制度】の運用開始(令和5年4月1日～)

- ・消防団協力事業所表示制度は、消防団の活動に積極的に協力している事業所等を消防団協力事業所として認定することにより、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図るものである。(企業にとつては社会貢献につながる取組となる。)
- ・認定した消防団協力事業所へは「消防団協力事業所表示証」を交付する。

【下図参照】

実施状況

- ・令和4年5月 防火保安協会理事会で「消防団協力事業所表示制度」の概要説明
- ・令和4年12月 「甲賀市消防団協力事業所等表示制度実施要綱」を整備
- ・令和5年3月 企業訪問 13社に訪問し、協力を要請
- ・令和5年4月 「甲賀市消防団協力事業所等表示制度」施行

